講演要約2

- (1) 名前 渡部 厚夫(機械) Watanabe Atsuo
- (2) 演題 特許訴訟 (特許裁判の実際)
- (3) 講演年月日 2007年10月12日
- (4) 所属 磯野国際特許商標事務所
- (5) 電話番号 03-5211-2488、(自宅)029-874-5630
- (6) FAX 03-5211-2482、(自宅)029-874-5630
- (7) E-meil a-watanabe@isonopat.gr.jp(自宅)pat.watanabe@jcom.home.ne.jp

特許訴訟 (特許裁判の実際)

特許訴訟には、審決取消訴訟、侵害訴訟、そして、青色LEDの発明者中村教授が起こした裁判で有名になった発明の相当対価の争い、その他権利成否の争い、権利有効性の争い等があるが、大きく分けて審決取消訴訟と侵害訴訟の2つがある。どちらも年間 600 件近い。特許侵害訴訟のルートは、東京・大阪地方裁判所から、知的財産高等裁判所へ控訴、最高裁判所へ上告となる。東京地方裁判所に「特許侵害、差止請求等」で提訴した事件の中に、約15年かけて争った「ボールスプライン軸受事件」がある。これは最高裁が「均等論」に対してはじめて見解を出した有名な事件だ。この事件の経過と均等論、第一審、第二審、最高裁判決を振り返り、今後の特許訴訟を考察する。